

大阪市生野区プレイスメイキンググッズ貸出し要綱

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条

この要綱は大阪市生野区「プレイスメイキンググッズ」(以下、「備品」と言う。)の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出しの目的)

第2条

備品の貸出しは区内のオープンスペースの活用により、居心地の良い公共空間づくり、地域のにぎわいづくり及び地域の活性化に資する取組の促進を目的とする。

(貸出しの対象)

第3条

以下に該当する場合、使用を承認し、無償で貸し出すものとする。ただし、大阪市生野区長(以下、「区長」という。)が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 第2条の貸出しの目的に規定する行事又は活動のうち、収益を上げることが主たる目的とするものでなく、参加者が広く一般に開かれたもの
- (2) 生野区が主催する行事又は活動

2. 前項の定めに関わらず、以下に該当する場合は貸出しの対象とならない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 特定の政治活動または宗教活動等に利用されるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (4) 使用場所が生野区外であるとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が利用を不適當と認めるとき

(貸出しの申請)

第4条

- (1) 備品を使用しようとする者は、あらかじめ必要な資料を添えて「大阪市生野区プレイスメイキンググッズ借用申請書(様式第1号)」を区長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 前項の申請書は、貸出しを希望する日の7日前(7日前が土日祝日の場合は、直前の平日)までの開庁時間中に生野区役所へ提出しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(開庁時間：平日午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時までを除く)

(3) 区長は使用承認にあたって、使用方法・搬送・返却等に条件を加えることができる。

(貸出しの承認)

第5条

区長は、前条に定める貸出しの申請があったときは、その内容が第3条第2項の各号に該当する場合を除き、備品の使用を承認し、「大阪市生野区プレイスメイキンググッズ使用承認通知書(様式第2号)」により通知する。

(承認の取り消し)

第6条

- (1) 貸出しの承認を受けた者(以下、「使用者」という。)が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に反したときは、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。
- (2) 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに備品を当区に返還しなければならない。

(貸出し方法)

第7条

区長は、備品の使用を承認した場合、次の方法により貸し出すものとする。

- (1) 使用者は、当区から交付された「大阪市生野区プレイスメイキンググッズ使用(承認)通知書(様式第2号)」を持参のうえ、保管場所において当区から直接借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。
- (2) 貸出し期間は原則として貸出日及び返却日を含めて1週間以内とする。ただし、区長が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。
なお、貸出日・返却日ともに第4条第2号にある開庁日及び開庁時間中とする。

(使用上の遵守事項)

第8条

備品の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 備品を譲渡し又は転貸しないこと。
- (2) 備品の使用にあたっては、破損及び汚損に充分留意のうえ、丁寧に扱うこと。
- (3) 使用中に破損等があれば、速やかに当区へ連絡を行い、協議のうえ、使用者の責任と負担により修理を行うこと。

- (4) 使用中に汚損等があれば、速やかに当区へ連絡を行い、協議のうえ、使用者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (5) 使用者は、使用状況について「大阪市生野区プレイスメイキンググッズ使用結果報告書(様式第3号)」により、使用した写真を添えて概ね1か月以内に区長に報告すること。
- (6) プレイスメイキング事業の取り組み事例として、本市が情報発信することに了承できること。

(免責)

第9条

区長は、使用者が、予め次の事項について了承した上で貸し出すものとする。

- (1) 第6条により、貸出し承認が取り消された者にいかなる損害が生じても、本市はその責めを負わない。
- (2) 備品の使用に起因する事故等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対して、本市はその責めを負わない。

(補足)

第10条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和3年4月1日から実施する。